

外国人作業員への飼養衛生管理基準の周知徹底

- 定期的（毎月1回）に、飼養衛生管理基準の勉強会を実施すること。

飼養衛生管理基準周知用ポスター

（日本語、英語、中国語、韓国語）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-16.pdf



（日本語、英語、タイ語、ベトナム語）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-17.pdf



- 母国から肉製品等の持込みや国際郵便等による受け取りを行わないこと。

- 過去4ヵ月以内に海外で使用した衣服や靴を、飼養衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず、持ち込む場合は、事前に洗浄・消毒を行うこと。飼養衛生管理責任者は、確実に洗浄・消毒が行われているかを確認すること。